

# 小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター運営委員会細則

制 定 平成15年4月1日

最終改正 平成20年10月1日

## (趣旨)

第1条 この細則は、小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター規則(平成15年4月1日制定)第7条第2項の規定に基づき、ものづくり教育研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の運営について定める。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 ものづくり教育研究センター長(以下「センター長」という。)
- 二 本校の各学科専任教員から各1名
- 三 技術長
- 四 技術室第1グループ長
- 五 学生課長

2 前項第2号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員の任命)

第3条 前条第1項第2号の委員は、校長が任命する。

## (委員長及び会議の開催)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 ものづくり教育研究センター(以下「センター」という。)の管理運営に関すること。
- 二 センターの利用計画に関すること。
- 三 ものづくり教育についての基本計画に関すること。
- 四 ものづくりに関する技術の研究、開発及び普及に関すること。
- 五 センターに係る規則、規程、細則等に関すること。
- 六 その他センターについての重要事項に関すること。

## (事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課教務係において行う。

## 附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。